

<法人本部>

和歌山県新宮市蜂伏13-43

(本部仮事務所) 那智勝浦町宇久井30-9

TEL:0735-31-3701

FAX:0735-31-3702

ごあいさつ

社会福祉法人 美熊野福祉会
理事長 森 常夫

皆様方には平素より「社会福祉法人 美熊野福祉会」に対しまして、温かいご支援やご協力を賜り厚くお礼申し上げます。美熊野福祉会は、新宮市内に2入所施設と、1通所施設、1相談センター、4グループホームを運営しており、職員は約160名が働いています。

歴史的に顧みると、昭和63年熊野川町赤木に「杉の郷」を開設して以来、平成8年高田に「杉の郷えぼし寮」、平成15年蜂伏に「障害児者支援センター虹」、平成18年虹の敷地内に「障害児者相談センターゆず」(平成24年に佐野へ移転)を開設し、グループホームも熊野川地区に3棟、高田地区に1棟開設しております。

今年度は、「杉の郷えぼし寮」が開設20周年、「ゆず」が開設10周年という記念すべき年を迎えました。

また、現在、当法人としては初めての取組みとなる、就労関係の施設建設の計画を検討しています。

なお、利用者様中心のより良い法人、より良い施設にするために、いろいろな見直しを行っています。それは、法人の組織改革、職員の意識改革、情報のオープン化、マンネリ化をなくす等であり、悪い事は改め、良い事は積極的に実施していきたく思っています。

今年の7月26日に相模原障害者施設殺傷事件が起こりましたが、当法人では利用者様の安全安心を第一に考え、全施設に防犯カメラやサスマタの設置を行い、入所施設には非常ベルを押せば警備会社に駆けつけていただける契約を締結、また新宮警察署員3名の講師による職員防犯研修会を行いました。事件発生の当日から迅速に対応してきました。

法人ホームページも今年3月に立ち上げました。今後はここでなるべく多くの情報も発信していく予定にしています。

障害者に関する国の方向は、障害のある人もない人も同じように暮らせる地域社会を目指すことであり、それを後押しする法律の1つである「障害者差別解消法」が、今年4月から施行されました。

更に来年4月から本格的に「社会福祉法の改正」も施行されます。これは、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組み等が主なものになっています。

当法人としましては、国の動向・地域の状況等を見極めながら、当法人がやらなければならない役割をしっかりと果たしていく所存です。

言葉だけではなく、本当に利用者様を中心にした仕事を行い、内外ともに信頼される法人を目指していきたく思いますので、皆様方のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

防犯研修を行いました！

平成28年8月25日、美熊野福祉会 指定障害者支援施設 杉の郷にて、防犯研修会を行いました。新宮警察署署員の方を講師に、さすまたの使い方や不審者に遭遇した際の対応について学びました。今回の研修から、より職員の防犯意識を高めることができました。今後も、より施設の安全確保に努めていきたいです。



美熊野福祉会ホームページを開設しました！

美熊野福祉会の各施設ホームページを新たに開設しました。利用者様の日々の生活や行事の様子、施設内や毎日の食事等を紹介するほか、施設からのお知らせを発信しています。ぜひご覧ください。

【アクセス方法】

インターネットのつながるパソコン・スマートフォンからご覧いただけます。

法人ホームページ (<http://mikumano-fukushikai.or.jp/>) にアクセスし、トップページのリンクから各施設HPへアクセス！



美熊野福祉会キャラクター
みつくん